

平成26年

第3回市議会定例会 議案第12号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の制定について

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める
条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」とい
う。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設
備および運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定め
るものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園
の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、
明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成ま
たは訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成される
ことを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、函館市幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26
年函館市条例第 号）第1条の規定に基づく函館市幼保連携型認定
こども園審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こ

も園に対し，設備運営基準を超えて，その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は，設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第5条 満3歳以上の園児については，教育課程に基づく教育を行うため，学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は，35人以下を原則とする。

3 学級は，学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には，各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭，指導保育教諭または保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは，保育教諭等は，専任の副園長もしくは教頭が兼ね，または当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で，専任の助保育教諭もしくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
備考	
(1) この表に定める員数は，副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を	

有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭または講師であつて、園児の教育および保育に直接従事する者の数をいう。

(2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

(3) この表の第1号および第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長または教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭または養護助教諭

(3) 事務職員

（設備の一般的基準）

第7条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上および管理上適切なものでなければならない。

（園舎および園庭）

第8条 幼保連携型認定こども園には、園舎および園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所（以下この項および次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。

ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）第35条第9号ア、イおよびカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、同号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならぬ。

5 園舎および園庭は、同一の敷地内または隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第9条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室および職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室またはほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備および足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備または足洗用設備と区別して備えなけ

ればならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。ただし、第1号に掲げる設備と第2号に掲げる設備を一の部屋として設ける場合の当該部屋の面積は、第1号および第2号の規定にかかわらず、3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室または遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具および教具)

第10条 幼保連携型認定こども園には、学級数および園児数に応じ、教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具および教具を備えなければならない。

2 前項の園具および教具は、常に改善し、補充しなければならない。
(教育および保育を行う期間および時間)

第11条 幼保連携型認定こども園における教育および保育を行う期間および時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育および保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（心身の状況に応じた教育および保育の実施）

第12条 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育および保育の内容は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならない。

（子育て支援事業の内容）

第13条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育および保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

（掲示）

第14条 幼保連携型認定こども園は、その建物または敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

（函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用）

第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条

例第5条，第6条第1項，第2項および第4項，第7条，第9条，第11条から第13条まで，第15条（第4項ただし書を除く。），第19条から第21条まで，第35条第9号，第36条（後段を除く。）ならびに第40条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出しおよび同条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第6条第2項および第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条，第15条第2項および第3項ならびに第21条第2項	入所している者	園児
第11条	または入所	または入園

第 1 2 条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第 1 3 条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等に対し法第 4 7 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条	法第 4 7 条
	その児童等	園児
第 1 5 条第 1 項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第 1 0 条本文	函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第 1 5 条第 2 項において読み替えて準用する第 1 0 条本文
	社会福祉施設	学校，社会福祉施設等
第 1 9 条および第 2 1 条第 1 項	利用者	園児
第 2 0 条第 1 項	援助	教育および保育（満 3 歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）ならびに子育ての支援
	入所している者	園児
第 2 0 条第 2 項	援助に関し，前項の措置または助産の実施，母子保護の実施も	教育および保育ならびに子育ての支援について，

	しくは保育の提供もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置に係る	
第35条第9号	または遊戯室	，遊戯室または便所
第35条第9号ア	耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第35条第9号イ	施設または設備	設備
第35条第9号ウ	施設および設備	設備
第35条第9号カ	乳幼児	園児
第36条	第15条第1項	函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第40条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育および保育

- 2 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員および設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校，社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備および職員」とあるのは職員につい

ては「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園および保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第8条から第10条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

第3条 施行日から起算して5年間は、副園長または教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「または」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第4条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項および第7項ならびに第9条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）第35条第9号ア、イおよびカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
	同号イからクまで	第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）第35条第9号イからクまで
第8条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

第9条
第6項

次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。ただし、第1号に掲げる設備と第2号に掲げる設備を一の部屋として設ける場合の当該部屋の面積は、第1号および第2号の規定にかかわらず、3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。

(1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室または遊戯室
1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗

次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

	じて得た面積	
--	--------	--

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が，当該保育所を廃止し，当該保育所と同一の所在場所において，当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項，第6項および第7項ならびに第9条第6項の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第8条 第3項	第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例						
	同号イからクまで	第15条第1項において準用する同条例第35条第9号イからクまで						
第8条 第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ，それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">学級数</td> <td style="text-align: center;">面積（平方メートル）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1学級</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2学級以上</td> <td style="text-align: center;">320 + 100 × (学級数 - 2)</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	(1) 満3歳以上の園児数に応じ，次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)							
第8条 第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ，それぞれ同表の右欄に定める面積</p>	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積						

	<table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	
学級数	面積（平方メートル）							
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)							
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)							
第9条第6項	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。ただし、第1号に掲げる設備と第2号に掲げる設備を一の部屋として設ける場合の当該部屋の面積は、第1号および第2号の規定にかかわらず、3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。						

- 3 施行日の前日において現に幼稚園または保育所を設置している者が、当該幼稚園または保育所を廃止し、当該幼稚園または保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園または保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内または隣接する位置に園庭（第8条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育および保育に支障がないようにしなければならない。
- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。

(4) 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定めるため